

議案第 35 号

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年三田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号に次のように加える。

ケ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである者

第6条第3号イ中「、カ又はキ」を「又はカからケまで」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。